

水 第 657 号
令和3年10月27日

漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

島根県知事 丸山 達也
(農林水産部水産課)

役員改選命令の履行について (通知)

令和3年9月30日付け指令水第599号で命じた役員改選命令については、同年10月11日に島根県農林水産部水産課から貴組合に発出した「水産経済新聞(令和3年10月8日)の掲載記事について」(別添)で県の考えを示すとともに、役員改選命令を正確に理解した上で役員改選手続を進めるよう求めたところである。

こうした中、貴組合の組合員から、役員推せん委員選出協議会を開催し11月4日までに役員推せん委員を決めるよう事務連絡が発出されたとの情報を得たところである。

この事務連絡が事実であるならば、役員改選手続を進めるに当たっては、貴組合の定款・規約等に則って行われるよう、下記について通知する。

記

- 貴組合の規約第31条において「推せん委員の任期は、当該推せん委員の推せんに係る役員の候補者が就任する日までとする」と規定されており、当該規定に反する手続を行わないこと。

以上

令和3年10月11日

漁業協同組合 J F しまね 様

島根県農林水産部水産課

水産経済新聞（令和3年10月8日）の掲載記事について

令和3年10月8日の水産経済新聞（1面）に掲載の「J F しまねゼロベースで役員改選」について、県の考えに関する記事に誤りがありましたので当該箇所とともに改めて県の考えを示します。

貴組合におかれましては、役員改選命令を正確に理解したうえで役員改選の手続きを進めてください。

1. 掲載記事について

- ① 最上段6行目「県は、『6月9日の推薦会議の決議は無効であり、改めて諸手続きを行うべきである』としており」とあるが、業務改善命令については、命令の期限が経過し履行が出来なくなったにすぎず、推薦会議の決議が無効であると判断したものではない。業務改善命令の履行と推薦会議の決議の有効性は別の問題であり、推薦会議の決議は有効であるという県の認識に変わりはなく、無効であるから改めて諸手続きを行うというものではない。
- ② 4段目17行目「役員改選手続にあたっては、定款・規程等にのっとりて貴組合の判断のもとゼロから適正に行われたい」とあるが、役員改選命令では改選の方法に条件等を設けておらず、ゼロからなど、改選方法を限定した事実はない。

2. 県の考え

- 貴組合が令和3年6月9日に開催した役員推薦会議については、有効に決議されていると認識。
- そのため、貴組合の役員選任規程に基づき手続を行った上、上記役員推薦会議で決定した役員候補者を役員選任の議案として総代会に提案するよう令和3年7月9日に業務の改善を命じたが貴組合は従わなかった。
- 現役員は、業務改善命令に従わず、今後も手続きを進める見込みはないことから、令和3年9月30日に役員改選命令を命じた。
- 上記役員改選命令を正確に理解したうえで役員改選の手続が行われるべき。
- また、役員改選手続にあたっては、貴組合の定款・規約等の規定に則り組合員の理解・納得を得て適正に行われるべき。

指令水第 658 号

島根県松江市御手船場町 575 番地
漁業協同組合 J F しまね
代表理事会長 岸 宏 様

役員改選命令の履行状況について、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 122 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めます。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（農林水産大臣に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する農林水産大臣の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となる。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

令和 3 年 10 月 27 日

島根県知事 丸 山 達 也

記

1 報告を求める事項

- (1) 貴組合の組合員から、役員推せん委員選出協議会を開催し 11 月 4 日までに役員推せん委員を決めるよう事務連絡が発出されたとの情報を得たが、当該事務連絡の内容は事実か否か。
- (2) 上記 (1) が事実の場合、貴組合の規約第 31 条において「推せん委員の任期は、当該推せん委員の推せんに係る役員の候補者が就任する日までとする」と規定されているにもかかわらず、新たに役員推せん委員を選出することができる判断した具体的理由。
- (3) (1) の事務連絡に記載のある理事会の議事録（議事毎に個々の理事の賛否が分かる資料を含む。）を提出すること。

2 報告の期限

令和 3 年 11 月 5 日（金）

3 報告の方法

書面（様式任意）